

北海道ヒグマ管理計画の概要

第1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景・目的

北海道のヒグマ対策は、昭和37年十勝岳が噴火し降灰の影響等によりヒグマによる人身・家畜・農作物に対する甚大な被害が生じたため、昭和41年から「春グマ駆除」を開始したところ、人身・家畜等の被害や捕獲数の減少が見られたが、道内人口の増加による耕地・宅地化により生息域が分断、縮小されるなど生息環境が悪化したことから個体数の減少が懸念され、平成元年度をもって春グマ駆除は廃止されたが、積丹・恵庭地域、天塩・増毛地域が、絶滅のおそれのある地域個体群（LP）として選定されている。春グマ駆除廃止以降、北海道では保護に重心を置いた施策を実施してきたが、近年は捕獲圧を緩めたことが原因と考えられる、人への警戒心が見られない、人を恐れないヒグマも出現してきている。

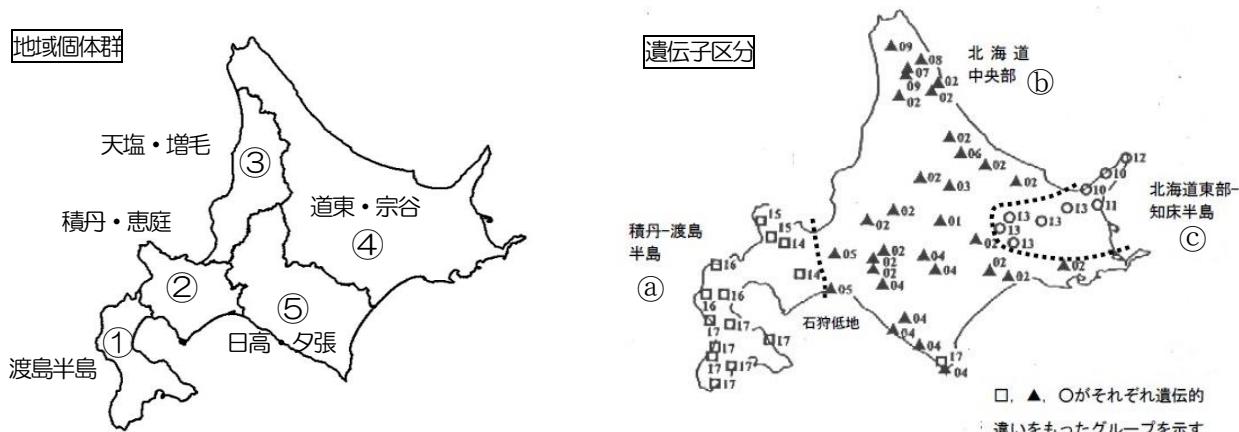
道では、これまで蓄積してきたデータを用いて計算機実験によりヒグマの生息数を推定し平成27年公表したことにより平成2年度以降概ね増加傾向にある可能性が高く、鳥獣保護管理法第7条の2に基づく第二種特定鳥獣管理計画として生息数の適正な水準を定めることができたことから、ヒグマとの緊張感のある共存関係を構築し、科学的かつ計画的な保護管理により、「ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制及び農業被害の軽減」並びに「ヒグマ地域個体群の存続」を図ることを目的とする北海道ヒグマ管理計画を策定する。

(2) 計画期間

平成29年4月1日～平成34年3月31日の5年間

(3) 管理区域

北海道全域（離島を除く）を対象とし、市街地などの空白域によってヒグマの個体群を5つの地域個体群に区分して保護管理する。なお、遺伝子レベルでは3つに分けられることから遺伝集団を基準とした地域区分の検討を進める。



【表1 計画対象地域の地域区分の概要】

地域個体群	関係振興局	遺伝子区分
①渡島半島地域	後志の一部、渡島・檜山振興局の全域	②積丹-渡島半島
②積丹・恵庭地域	石狩・後志・胆振の一部	②積丹-渡島半島 ⑥北海道中央部
③天塩・増毛地域	空知・石狩・上川の一部、留萌の全域	⑥北海道中央部

④道東・宗谷地域	上川・十勝の一部、宗谷・オホーツク・釧路・根室の全域	⑥北海道中央部 ⑦北海道東部・知床半島
⑤日高・夕張地域	空知・胆振・上川・十勝の一部、日高の全域	⑥北海道中央部

(4) 現状

① 生息状況

狩猟者を対象とする 2 回のアンケート調査結果に基づく全道の推定生息数は、平成 12 年度が約 1,800 ~3,600 頭、平成 24 年度が約 2,200~6,500 頭となり、狩猟者の印象からは、近年、ヒグマの個体数は増加している可能性が示唆された。

また、昭和 53 年以降、これまでに 4 回実施した分布調査の結果、昭和 53 年頃から平成初期にかけてヒグマの生息域は縮小傾向が続いたが、その後は歯止めがかかり、横ばいかわずかながら拡大の傾向を示していることが推測された。

平成 27 年 12 月、これまでのモニタリングや調査で蓄積された科学的データ（雌雄別捕獲数、出産数及び出産間隔、生存率、生息密度、痕跡発見率など）を用いた計算機実験（コンピュータシミュレーション）に基づき、5 つの地域個体群を地域単位とした、平成 2 年度から平成 24 年度までの 23 年間の毎年の生息数を推定した結果、平成 2 年度が 5,800 頭±2,300 頭、平成 24 年度が 10,600 頭±6,700 頭と推定され、平成 2 年度以降、全道のヒグマ生息数は概ね継続して増加傾向にあった可能性が高く、23 年間に平均値で約 1.8 倍に増加したと考えられる。

② 人身被害

被害者の活動別データの残る昭和 37 年から平成 28 年 3 月末までの間に 136 人（1 年当たり 2.5 人）がヒグマによる人身被害を受けており、うち 51 人（1 年当たり 0.94 人）が死亡しており、狩猟者が捕獲の際に逆襲に遭ったものが全体の 41% を占め、狩猟者以外の一般人の被害で最も多いのは、山菜採りやキノコ狩りの際に発生したもので、全体の 24% を占める。

③ 農業被害

農業被害額は昭和 40 年代後半から現在にかけて増加傾向が続いている、昭和 50 年代後半に 5,000 万円、平成 9 年度には 1 億円を超え、平成 22 年度には 1 億 9,000 万円に達した。

平成 26 年度の被害額 1 億 2,800 万円の作物別被害は、最も多いのはデントコーン（60%）であり、3 番目に多いスイートコーン（6%）と合わせるとコーン類が全体の 3 分の 2 を占める。2 番目に多いのはビート（17%）であり、4 番目は小麦（4%）であった。

④ 捕獲数

年間捕獲数は、昭和 30 年代に大きく変動した後、昭和 40 年代の約 500~600 頭、昭和 50~60 年代の約 400~500 頭、そして平成の初期の約 200~300 頭へと段階的に減少した。しかし、それ以降は増加傾向が続いている、近年は 600 頭前後で推移し、平成 23 年度には 800 頭を超え過去 2 番目に多くなった。

捕獲数に占める許可捕獲による捕獲数の割合は、昭和 30 年代の約 50% から増加し、昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代初期には 70% を超えピークとなつたが、その後、平成初期の約 40% にまで一度低下した。しかし、その後は上昇を続け、近年は約 90% が許可捕獲目的の捕獲となっている。

第 2 管理の推進

(1) 管理の目標

① 人間行動の適正化や問題個体の発生抑制と捕獲により、人身被害の発生を抑制するとともに、人里への出没・農業被害の発生を現状より減少させる。

② 地域個体群の個体数指標を予防水準（絶滅のおそれが高まる 것을予防する水準）以下には下げない。

(2) 数の調整に関する事項

ヒグマと人とのあつれきの多くは、学習によってゴミや農作物などに執着した、いわゆる問題個体に起因するものであり、個体数を減らしても問題個体を排除しない限りあつれきは継続するが、問題個体を特定し排除すれば、個体数に関わらずあつれきを抑制することができるところから、問題個体の推定や検証手

法について確立させ、問題個体の排除に向けた管理を進めていく。なお、捕獲の対象は問題個体の段階2と3とし、捕獲にあたっては地域個体群の存続指標として設定した捕獲上限数を遵守するものとするが、問題個体の発生状況によっては排除を優先する。

(3) 目標達成の方策

本計画の目標を達成するため、2つの方策を柱とする取組を実施

① 人身被害防止、人里への出没抑制、農業被害軽減の方策

項目	内容
問題個体を発生させないための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・人身被害防止（防除と人里への出没抑制） ・農業被害の防止（電気柵の導入促進や侵入経路の管理、誘引物の適正管理） ・狩猟期間の見直しによる捕獲圧の強化検討
出没個体の有害性に応じた対応	<ul style="list-style-type: none"> ・有害性の段階判断 ・有害性の段階に応じた対応方針 ・問題個体の排除・行動改善
問題個体の動向把握	<ul style="list-style-type: none"> ・問題個体の特定・把握

【表2 出没した個体の有害性の段階と対応方針の概要】

段階	人間に対するヒグマの行動	個体区分	対応方針		
0	人間を恐れて避ける。	非問題個体	市街地	住民周知、見回り、被害防止措置、 誘引物除去	
			農耕地 森林地帯	住民周知、情報提供、誘引物除去等	
1	人間を恐れず避けない。 人家付近や農地に頻繁に出没する。	非問題個体 ／問題個体	市街地	住民周知、追い払い、被害防止措置、 出没継続は捕獲	
			農耕地 森林地帯	住民周知、入林禁止、被害防止、捕獲等	
2	農作物に被害を与えるなど、人間活動に実害をもたらす。	問題個体	市街地	住民周知、見回り、被害防止措置、 問題個体の捕獲等	
			農耕地 森林地帯	住民周知、入林禁止、被害防止、捕獲等	
3	人間に積極的につきまとう、又は人間を攻撃する。	問題個体	市街地 農耕地 森林地帯	住民周知、見回り、被害防止措置、 問題個体の捕獲、対策本部設置等	

② 地域個体群存続の方策

項目	内容
調査研究 モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> ・科学的データ蓄積のため調査等の実施
総捕獲数管理	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年現在の推定生息数を基準（個体数指数100(=a)）とし、予防水準（個体数指数=b）及び許容下限水準（個体数指数=c）の2種類の管理水準を定め、その時点の個体数指数の位置により、緊急保護措置等の3段階の管理措置に応じたメスの捕獲上限数を設定し、計画期間内における総捕獲数として管理する。

生息環境管理	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣保護区などの保護制度の適切な運用 ・人里への移動経路（河畔林、防風林等）の遮断措置 					
--------	---	--	--	--	--	--

【表3 平成26年時点の個体数と管理指標及び計画期間内メス総捕獲上限数】

地域名	個体数平均値 ±95%信頼区間	指 数			メス捕獲数		
		現行 水準 (a)	予防 水準 (b)	許容 下限 水準 (c)	H22-26 年平均 捕獲数	H29-33 年平均 上限数	計画期間 総捕獲 上限数
①渡島半島	1,700 ± 900	100	24	12	37	80	400
②積丹・恵庭	800 ± 700	100	50	25	2	4	20
③天塩・増毛	900 ± 700	100	50	25	2	4	20
④道東・宗谷	3,800 ± 2,800	—	—	—	112	—	—
a 西部	2,700 ± 1,800	100	15	8	72	120	600
b 東部	1,200 ± 1,000	100	36	18	40	40	200
⑤日高・夕張	3,400 ± 2,200	100	12	6	82	150	750

第3 計画の実施に向けて

ヒグマの管理を適切に行うため、次の取組を実施する。

項 目	内 容
被害防止対策	・ゴミや農作物の管理を徹底した問題個体を発生させない取組等
モニタリング等の調査研究	・科学的データの蓄積やフィードバック管理に不可欠な個体数指標等把握のための調査等
計画の実施体制	・振興局単位の地域協議会の開催 ・北海道ヒグマ保護管理検討会による分析・評価 ・各実施主体による取組と連携 ・保護管理人材の育成等体制の構築
錯誤捕獲対応の実施体制	・わな設置時における錯誤捕獲時の対応
狩猟資源の有効活用	・狩猟資源としての活用の仕組み作り ・ワシントン条約対象種の有効活用のあり方検討
合意形成	・行政、関係団体等の連携による施策の推進
実行計画の策定	・事業実施計画を定め検証結果を次年度に反映
計画の見直し	・計画終了時に達成状況を評価し、計画を見直す